八、株式会社フレンズオブフリージアに対する件

昭和五七年（排）第五号

排除命令

東京都千代田区外神田三丁目一六番一六号
株式会社フレンズオブフリージア
右代表者　代表取締役　佐々木　ベジ

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社フレンズオブフリージアは、一般消費者を対象に、「祝・毎日新聞創刊一一〇年謝恩プレゼントセール」と称し、昭和五七年二月二二日から行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、前項記載の企画に基づく景品類を供与してはならない。

三　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、懸賞によらない景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委

員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社フレンズオブフリージア（以下「フリージア」という。）は、肩書地に本店を置き、電気製品、スポーツ用品等の通信販売業等を営む事業者である。

二　フリージアは、一般消費者を対象に、「祝・毎日新聞創刊一一〇年謝恩プレゼントセール」と称し、昭和五七年二月二二日から、別表一記載の商品（最低三九、五〇〇円、最高九八〇、〇〇〇円）の購入者に対し、先着順に、別表二記載の景品類（最低二四、〇〇〇円、最高二八、〇〇〇円）を提供することを企画し、実施した。

三　別表一記載の商品の価額のうち最低のものは、〇・五カラットシルバー台プラチナ仕上げ印台及びタイピンの三九、五〇〇円であるから、一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の最高額は三、九五〇円である。したがって、別表二記載の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、フリージアの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五七年三月三〇日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　橋口　收
委　員　野口一郎
委　員　平田胤明
委　員　渡辺豊樹

別表一

種別	取引商品名	取引価額
ゴルフセット	HSBII	六九、八〇〇円
	武尊アベレージ	四八五、〇〇〇円
	武尊	五九〇、〇〇〇円
カラオケ	ステラー・メイト	九九、八〇〇円
ビデオ	三洋マイコニックホームビデオE3	一三八、〇〇〇円
	シャープ高級多機能ビデオVC―8000	九九、八〇〇円
羽毛布団	グースの羽毛ふとん（シングル）	五九、〇〇〇円
	グースの羽毛ふとん（ダブル）	九九、八〇〇円
人造ダイヤフィアニート	○・五カラットシルバー台プラチナ仕上げ印台	三九、五〇〇円
	大型ダイヤ高純度プラチナ印台○・七五カラット	一九八、〇〇〇円
	大型ダイヤ高純度プラチナ印台一・○カラット	二四〇、〇〇〇円
	大型ダイヤ高純度プラチナ印台一・五カラット	三四〇、〇〇〇円
	大型ダイヤ高純度プラチナ印台二・○カラット	三九〇、〇〇〇円
	大型ダイヤ高純度プラチナ印台三・○カラット	五五〇、〇〇〇円

種別	取引商品名	取引価額
人造ダイヤフィアニート	マーキスカットV字	九九、八〇〇円
	立爪プラチナ台一・〇カラット	七九、八〇〇円
	立爪プラチナ台二・〇カラット	一〇八、〇〇〇円
	一文字	九九、八〇〇円
	三カラット（ブリリアンカット）	三五〇、〇〇〇円
	四カラット（ブリリアンカット）	七四〇、〇〇〇円
	五カラット（ブリリアンカット）	九八〇、〇〇〇円
	タイタックカフス三点セット	九九、八〇〇円
	タイピン	三九、五〇〇円
	ピアス	七九、八〇〇円
	イヤリング	九九、八〇〇円
	プチネック	八九、八〇〇円

別表二

提供景品類名	先着者数	価額
V字〇・五五カラット	五〇名	二四、〇〇〇円
万能調理器・フードプロセッサー	二〇名	二五、〇〇〇円
セイコークォーツ	二〇名	二四、〇〇〇円
「インド古代性典集」及び「エロスの周辺」と題する二冊の本	二〇名	二八、〇〇〇円